2026年11月19日

各　位

会 社 名 株式会社　トーシンホールディングス
代表者名 管財人　　石　田　雅　文
管財人　　栗 田 口　太　郎
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先 取締役　管理部長　　旭　萌々子
（TEL．052－262－1122）

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2025年10月31日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正並びに分配可能額を超えた剰余金の配当に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、下記の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第１項の規定に基づき、当社に対する3,000万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。なお、当社は、2026年５月８日に、東京地方裁判所により、会社更生手続開始決定を受けておりますが、課徴金納付命令の勧告の対象は、同決定を受ける前に提出された報告書に関するものです。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心より深くお詫び申しあげます。

記

１．課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

（１）有価証券報告書

第37期 2023年４月期 （自 2022年５月１日 至 2023年４月30日）
第38期 2024年４月期 （自 2023年５月１日 至 2024年４月30日）

有価証券報告書の訂正報告書

第37期 2023年４月期 （自 2022年５月１日 至 2023年４月30日）
第38期 2024年４月期 （自 2023年５月１日 至 2024年４月30日）

（２）半期報告書

第39期 2025年４月期 （自 2024年５月１日 至 2024年10月31日）

（３）四半期報告書

第36期 2022年４月期第３四半期（自 2021年11月１日 至 2022年１月31日）
第37期 2023年４月期第１四半期（自 2022年５月１日 至 2022年７月31日）
第37期 2023年４月期第２四半期（自 2022年８月１日 至 2022年10月31日）
第37期 2023年４月期第３四半期（自 2022年11月１日 至 2023年１月31日）
第38期 2024年４月期第１四半期（自 2023年５月１日 至 2023年７月31日）

第38期 2024年４月期第２四半期（自 2023年８月１日 至 2023年10月31日）
第38期 2024年４月期第３四半期（自 2023年11月１日 至 2024年１月31日）

四半期報告書の訂正報告書
第38期 2024年４月期第１四半期（自 2023年５月１日 至 2023年７月31日）
第38期 2024年４月期第２四半期（自 2023年８月１日 至 2023年10月31日）
第38期 2024年４月期第３四半期（自 2023年11月１日 至 2024年１月31日）

２．今後の見通し
損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以 上